

■特定路外駐車場について

1 届出の対象となる駐車場

届出駐車場（【2. 届出が必要な路外駐車場】参照）のうち、道路附属物としての駐車場、公園施設としての駐車場、建築物である駐車場、建築物に附属する駐車場を除いたもの。

（注）屋根のない昇降式駐車場は、建築物とはなりません。建築物に附属する駐車場とは、ショッピングセンターや病院等の施設に附属されている駐車場とします。

2 構造及び設備に関する基準（国土交通省令第112号）

（1）・車いす使用者用駐車施設を1以上設けなければならない（自動二輪車用駐車場は除く）

- ・幅は、3.5m以上
- ・車いす使用者用駐車施設の表示をする
- ・路外駐車場移動等円滑化経路の長さができるだけ短くなる位置に設ける

（2）・車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路にしなければならない。

- ・経路上に段を設けない（傾斜路を併設する場合はこの限りでない）
- ・経路を構成する出入口の幅は、80cm以上
- ・経路を構成する通路の幅は、1.2m以上とし、50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設ける
- ・経路を構成する傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る）は、幅は、段に代わるものは1.2m以上、段に併設するものは90cm以上 勾配は、1/12を超えない（高さが16cm以下のものは1/8） 高さが75cmを超えるもの（勾配が1/20を超えるものに限る）は、高さが75cm以内ごとに踏幅が1.5以上の踊場を設ける
- ・勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある場合、手すりを設ける

3 届出（国土交通省令第110号）

以下の提出書類を各2部作成し、届け出てください。

- ・特定路外駐車場（変更）届出書（第1号様式）
- ・特定路外駐車場の位置を表示した地形図（1/10,000以上）
- ・特定路外駐車場の区域の平面図（1/200以上）
- ・車いす使用者用駐車施設、移動等円滑化経路、その他の主要な施設を表示した平面図（1/200以上）

ただし、駐車場法に基づく届出と同時にを行う場合は、路外駐車場設置（変更）届出書に以下の書類を添付することで届出ができます。

- ・路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面（第2号様式）
- ・車いす使用者用駐車施設、移動等円滑化経路、その他の主要な施設を表示した平面図（1/200以上）

※ 変更届には、変更しようとする事項にかかる図面を添付すること。